

川崎市道路維持修繕計画

実施プログラム(2024年度～2028年度)

【大型標識(片持)編】

令和6年3月

川崎市

1. 施設の現状

大型標識（片持）は、道路における交通の安全と円滑な運行を目的として設置しており、その形式には、道路の片側に支柱を設置し片持ちの横梁を張り出した F 型や T 型等があります。また、横断歩道橋等に添架している道路案内標識も、本市では大型標識（片持）として整理しており、合わせて約 740 基あります。



2. 管理手法

管理手法は、「予防保全型」、「機能保全型」、「定期更新型」、「対症療法型」の 4 つの分類を継続します。

表 2.1 管理手法分類

管理手法		解説
計画的な維持管理	予防保全型	定期的な点検等により施設状態を把握し、損傷程度が <u>予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい段階</u> で計画的に対策を実施し、常に一定の健全度を保持する。
	機能保全型	定期的な点検等により施設状態を把握し、損傷程度が <u>早期に措置を講ずべき段階</u> で対策を実施する。
	定期更新型	定期的な点検等により施設状態を把握し、施設の機能・安全性を確保する前提で、設定した <u>耐用年数</u> によって対策を実施する。
対症療法型		道路パトロールや陳情により施設状態を把握し、損傷程度が <u>緊急に措置を講ずべき段階</u> で必要な対策を実施する。

3. 対象施設の管理手法・管理方針

3.1 大型標識（片持）の管理手法

大型標識（片持）は、機能保全型の管理手法とします。

3.2 老朽化対策における基本方針

（1）管理区分

大型標識（片持）は、道路における交通の安全と円滑な運行が目的であり、大型標識（門型）のように道路全体に跨っていませんが、一部が道路に架かるため倒壊・落下した場合の影響が想定されることから、全ての大型標識（片持）を同一の管理区分とします。

表 3.1 管理区分

管理手法	管理区分
定期更新型	－
予防保全型	－
機能保全型	全施設
対症療法型	－

（2）管理指標

大型標識（片持）は「附属物（標識、照明施設等）点検要領（平成 31 年 3 月、国土交通省道路局）」にて、4 段階の健全性の判定区分で診断されており、これを管理指標とします。

表 3.2 管理指標

健全性の判定区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

(3) 管理水準

大型標識（片持）は機能保全型で管理するため、管理水準は早期措置段階である健全性Ⅲとし、健全性Ⅱ以上の維持を目指します。

表 3.3 管理手法、管理区分、管理指標、管理水準の関係

管理手法	管理区分	管理指標 健全性の判定区分	
—		I 健全	目標とする健全性
予防保全型		II 予防保全段階	
機能保全型	全施設	III 早期措置段階	管理水準
対症療法型		IV 緊急措置段階	

(4) 優先順位

大型標識（片持）は、道路における交通の安全と円滑な運行が目的であり、一部が道路に架かるため倒壊・落下した場合の影響が想定されることから、対策を行う優先順位は施設の健全性の評価を行ったうえで重要度を評価し決定します。

施設の健全性は「健全性の判定区分」で評価し、施設の重要度は「設置されている路線の役割」、「倒壊時第三者被害の影響」から評価をします。

表 3.4 重要度の評価

重要度	評価区分	備考
設置されている路線の役割	1：緊急輸送道路 2：バス路線 3：指定なし	
倒壊時第三者被害の影響	1：T型 2：F型 3：逆L型 4：添架式	路線の役割の評価後に評価する

※評価区分の数値が小さい程、重要度が高い

表 3.5 優先順位の考え方（大型標識（片持））

	重要度											
	役割：緊急輸送道路				役割：バス路線				役割：指定なし			
	T型	F型	逆L型	添架式	T型	F型	逆L型	添架式	T型	F型	逆L型	添架式
健全性Ⅳ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
健全性Ⅲ	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
健全性Ⅱ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
健全性Ⅰ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

4. 実施プログラム

(1) 計画期間

実施プログラムの計画期間は、維持修繕計画の第 3 期として、2024 年度（令和 6 年度）から令和 2028 年度（令和 10 年度）の 5 年間を対象とします。

(2) 点検計画

10 年に 1 回、近接目視による定期点検を実施します。

点検時には高所作業車が必要となり、部材の損傷を評価する必要があることから専門業者への委託による作業とします。

(3) 実施プログラム

2024 年度（令和 6 年度）から 2028 年度（令和 10 年度）の 5 ヶ年における大型標識（片持）の実施プログラムは次のとおりです。なお施設の劣化状況等により、施工時期が変更になる場合があります。

大型標識(片持)

区	次回点検年度	対策年度		具体的対策内容
		更新	修繕	
川崎区	2026年	2024～2028年 (点検結果に応じて実施)		更新、塗装工、 標識板交換、 ナットの締め直し等
幸区				
中原区				
高津区				
宮前区				
多摩区				
麻生区				
対策に係る全体概算事業費			104,863千円	